

花卷空港乾式漏洩検査装置

仕様書

令和8年4月

目 次

1. 総 則	1
2. 関連法規及び準拠規格	1
3. 一般事項	1
4. 機器の構成	2
5. 機器仕様	2
6. 機器の搬入	3
7. 機器設置・調整・撤去	3
8. 附属品・予備品	3
9. その他	4
10. 完成検査	4

1. 総則

1.1 概要

本件は、花巻空港の航空灯火施設のLED化に伴い、LED標識灯に対応した乾式漏洩検査装置の製造及び設置を行うものである。

1.2 納入及び設置場所

岩手県花巻市葛地内（花巻空港旧電源局舎）

1.3 納入期限

令和9年3月12日

1.4 適用範囲

本仕様書は「花巻空港乾式漏洩検査装置」について適用し、本仕様書及び図面に記載されない事項は次項によるものとする。

2. 関連法規及び準拠規格

機器の製造、構成部品については、本仕様書によるほか、以下の法令、規格及び基準を準拠するものとする。

- (1) 電気設備技術基準
- (2) 電気用品安全法
- (3) 航空灯火・電気施設工事共通仕様書 最新版
- (4) 日本産業規格：JIS
- (5) 電気学会電気規格調査会標準規格：JEC
- (6) 日本電機工業会標準規格：JEM
- (7) 日本電線工業会規格：JCS
- (8) 内線規程及び配電規程
- (9) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版
- (10) その他関係する法令、条例及び基準等

3. 一般事項

3.1 装置の基本条件

本製造される装置は、空港の航空灯火施設の運用を維持するための重要な装置である。

よって、装置の製造にあたっては、使用目的に適合するとともに、機能的に標識灯と十分協調のとれた機器であること。

3.2 装置の概要

F型標識灯及びL型標識灯の灯体内部に圧力を加え、漏洩の有無を判定する装置で、灯体の気密性を、水を使用しない乾燥状態で行う機器である。

3.3 製造承諾

機器の製造にあたっては、本仕様書を参考とし、事前に製造図面を提出し、承諾を受けること。

3.4 梱包及び輸送

輸送に係る梱包は、搬送中の製品に損傷を与えないよう十分配慮するものとする。必要なものは防湿を完全に行い、天地無用の品はこの旨を明記するとともに転倒防止を行うこと。

3.5 機器の表示

機器の表示は、見やすい箇所に形式、品名、製作年月、製造番号、製造者名、その他必要な事項を記入した銘板を取り付けること。

3.6 機器の品質管理

受注者は、製造機器に関する品質管理の責を負うこととする。

3.7 機器の保証

製造機器及び製造機器の設置に関して、運用開始後 1 年以内に受注者の責任に帰する原因によって、故障、破損したときは、無償で修理または新品と取り替えるものとする。

3.8 質疑

製造及び設置にあたって疑義を生じた場合は、協議すること。

3.9 完成図書類

以下のとおり一式提出すること。

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| (1) 完成図書 (A-4 製本、製作図・製作仕様書、完成写真を含む) | 2 部 |
| (2) 試験成績書 | 2 部 |
| (3) 取扱説明書 | 2 部 |
| (4) 使用機器類 (単体) の諸元表 (カタログ等) | 2 部 |
| (5) その他必要な書類 | 1 式 |

4. 機器の構成

各機器の構成は次のとおり構成する。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 乾式漏洩検査装置 | 1 台 |
|--------------|-----|

5. 機器仕様

機器の仕様は以下を参考とし、承諾を受けて製造すること。

(1) 機器仕様

使用可能機器：F 型標識灯、L 型標識灯

電 源：単相 AC100V

使用空気量：約 6 リットル/min

寸 法：D600×W700×H1, 700mm 程度 (組立時)

(2) 性能事項

- 1) 灯器の漏洩の検出を、水を使用しない方法で実施すること。
- 2) 気密性の良否判定は、内蔵する検査容器と検査対象の灯体に空気を供給し圧力センサーで圧力変化を検知しコンピュータで管理値と比較して判定を行うこと。
- 3) 検査対象灯器の選択は切替スイッチで行えること。
- 4) 検査の開始、中止及び終了は操作が容易なスイッチで行えること。
- 5) 検査圧力は、航空灯火用特殊機器仕様書に記載されているとおり、147kPa で行えること。また、圧力計により目視で確認ができ、圧力調整も可能なこと。
- 6) F 型標識灯、L 型標識灯の漏洩バルブに装置のカプラが装着できること。
- 7) 検査中の状態表示 (試験中、完了) を行えること。
- 8) 灯器の検査の良否判定表示 (良、不良) を行えること。
- 9) 検査用容器から漏洩している場合は「不良」表示を行うこと。

- 10) 除湿剤などを設け、灯器内部に乾燥した空気を供給できること。
- 11) 測定対象灯火は、別紙1の通りとする。

6. 機器の搬入

- (1) 機器は1.2項の納入場所へ搬入して、外観検査及び異常の有無を確認のうえ、その結果を報告すること。
- (2) 機器の搬入にあたっては、既設物等に損傷を与えないように、搬入経路の床、柱、壁等を養生すること。

7. 機器設置・調整・撤去

(1) 乾式漏洩検査装置設置

本作業は、乾式漏洩検査装置の更新に伴い、機器の設置を行うものである。

機器の設置においては、承諾図の作成後、承認を得て設置すること。

- ア. 図示に従い、乾式漏洩検査装置を設置すること。
- イ. 図示に従い、電源ケーブルの接続を行うこと。
- ウ. 図示に従い、既設エアー配管又は、既設カプラより接続を行い、乾式漏洩装置にエアーホースを布設し接続すること。
- エ. 設置に使用するアンカーボルト規格及び本数については「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」による。なお、耐震クラスはSとする。また、アンカーボルトの計算は別途提出するものとし、アンカーボルト引き抜き試験を行うこと。
- オ. 数量、設置詳細は図示によること。

(2) 乾式漏洩検査装置調整

本作業は、乾式漏洩検査装置の更新に伴い、機器の組み立て及び動作確認を行うものである。

- ア. 乾式漏洩検査装置の組み立てを行うこと。
- イ. 各機器組立後に、以下の装置の動作等の確認を行うこと。
 - ・可動部動作確認
 - ・各種圧力確認
 - ・表示灯、スイッチ類動作確認
 - ・一連動作確認

(3) 乾式漏洩検査装置撤去

本作業は、乾式漏洩検査装置の撤去を行うものである。

- ア. 乾式漏洩検査装置の撤去を行うこと。
- イ. 撤去した機器等は、返納品については撤去品目録書を添えて、指示する場所へ返納すること。なお、返納以外の撤去品について、関係法令に従って適切に処理・処分を行うこと。

8. 附属品・予備品

保守運用に必要な附属品、予備品は引渡し時に一覧表を添えて、納入するものとし、品目は以下に準じて作成し、承諾を受けること。

品 目	数量	備 考
漏洩試験カゴ	1 個	
作業テーブル	1 個	
同上用回転台	1 個	
乾式漏洩バルブ	10 個	

同上用キャップ	10 個	
シリコングリス	50g	
エアードライヤ	1 個	
リークテスター用ヒューズ	2 個	
L3D 灯体引揚金具	2 個	XT-P418
L1 灯体引揚金具	2 個	XT-P415A
F 灯体組立治具 3	2 個	XT-P432
乾式漏洩バルブ用着脱治具 B	2 個	XT-P342
プリズム挿入治具	2 個	XT-P423
灯体カバー用取外し用ヘラ	2 個	XT-P419

9. その他

- (1) 作業及び届出等に係る費用は受注者において負担するものとする。
- (2) 受注者の責により既設物に損害を与えた場合は、受注者において負担し修繕等により、損害前と同等の状態に回復すること。
- (3) 作業時間
 本作業における作業時間は以下のとおりとする。ただし、原則として作業は祝祭日・土曜日及び日曜日を除く。
 昼間の作業時間帯 08:30～17:15
- (4) 現地取扱説明
 受注者は機器の納入設置後、速やかに、機器の取扱い及び保守点検等に係る説明を実施するものとする。
 なお、本取扱説明に要する費用は受注者の負担とする。

10. 完成検査

10.1 完成検査

受注者は、機器設置後、検査職員の実施する以下の検査に合格すること。なお、検査及び立ち会いに必要な機器及び消耗品は全て受注者において準備すること。また検査に要する費用は受注者側の負担とする。

10.2 検査項目

受注者は、事前に社内試験成績書及び立会検査要領書を提出して承諾を受けること。

- (1) 出来形検査
- (2) 動作試験
- (3) 書類検査
- (4) その他検査職員が必要と認めた検査

別紙-1

- (1) FH型標識灯
- (2) L1D型標識灯
- (3) L3D型標識灯